

コーポレートガバナンス改革推進の経緯

2013年	6月	日本再興戦略	機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
2014年	2月	スチュワードシップ・コード策定	
	6月	日本再興戦略 改訂2014	上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
2015年	6月	コーポレートガバナンス・コード適用開始	
		日本再興戦略 改訂2015	両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
	8月	スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議設置	
2016年	6月	日本再興戦略 2016	コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。 そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
2017年	5月	改訂版スチュワードシップ・コード公表	
	6月	未来投資戦略 2017	コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
	12月	新しい経済政策パッケージ	投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
2018年	6月	改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表	
		未来投資戦略 2018	環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
2019年	6月	成長戦略(2019年)	投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。
2020年	3月	再改訂版スチュワードシップ・コード公表	
	7月	成長戦略フォローアップ(2020年)	「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進(…(中略)…事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。)、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性(サステナビリティ)についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021年中に改訂を行う。
2021年	6月	再改訂版コーポレートガバナンス・コード、改訂版「投資家と企業の対話ガイドライン」公表	
		成長戦略実行計画(2021年)	中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき以下の取組を推進する。取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する。上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。
2023年	4月	「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」公表	
	6月	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(2023年)	コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを踏まえ、収益性・成長性やサステナビリティを意識した経営や、企業と投資家との建設的な対話を促していく。
2024年	6月	「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」公表	
		新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(2024年)	昨年4月に策定した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を本年6月にアップデートしたところであり、企業と投資家に対し、その着実な実践を促す。その一環として、企業と投資家の建設的な対話の促進に向け、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、環境整備について検討を進める。また、協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性確保に向け、スチュワードシップ・コードの見直しを検討する。
2025年	6月	第三次改訂版スチュワードシップ・コード公表 「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2025」公表	
		新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(2025年)	企業や投資家の形式的な対応をより実質的なものに変えていくため、独立社外取締役等が取締役会で機能を発揮するために必要な取締役会事務局の取組や、投資家と企業とのエンゲージメントについての好事例や投資家と企業の認識にギャップがある事例を公表し、関係者に周知・浸透させる取組を進める。また、企業の稼ぐ力を更に向上させるため、経営資源の配分先には設備投資・研究開発投資・地方拠点の整備・スタートアップ等を含む成長投資、人的資本や知的財産への投資等を含む多様な投資機会があることを認識することが重要であり、経営資源の適切な配分が行われているかの検証・説明責任の明確化を含むコーポレートガバナンス・コードの見直しを検討する。

コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025

- 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、2023年4月、2024年6月に策定した「アクション・プログラム」を踏まえて実質化・実践に向けた取組みを実施。
- 企業と投資家の自律的な意識改革に基づく**コーポレートガバナンス改革の実質化**を引き続き促しつつ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に真に寄与する「緊張感ある信頼関係」に基づく対話の促進に向け、**コーポレートガバナンス・コード見直し(第三次改訂)**を行う他、必要な環境整備を推進する。

課題	これまでの取組み	今後の主な方向性
稼ぐ力の向上	✓ 東証の要請を踏まえ、多くの企業が企業価値向上に取組み	✓ 経営資源の適切な配分を通じた投資の促進(現預金を含め、現状の資源配分が適切かの検証等) ✓ 有価証券報告書において、企業戦略と関連付けた人材戦略や従業員給与・報酬の決定に関する方針、従業員給与の平均額の前年比増減率等の開示事項を拡充
情報開示の充実・投資家との対話促進	✓ 協働エンゲージメントの促進、実質株主の透明性向上、コードのスリム化／プリンシプル化に向けスチュワードシップ・コードを改訂 ✓ 有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備の検討・実務上の課題の洗い出し	✓ 有価証券報告書の株主総会前の開示に関し、対応状況をフォローアップするとともに、更なる環境整備等を検討 ✓ 総会資料の書面交付の不要化を含めた総会に係る法制面の整理等の推進策について、関係省庁(法務省・経済産業省)と連携 ✓ 有価証券報告書の記載事項を整理(スリム化含む)
取締役会等の機能強化	✓ 取組みの実践を促進するため、社外取締役と投資家の対話や、実質的な議論を促すための取締役会事務局による取組み等、具体的な好事例を共有	✓ 社外取締役や取締役会事務局(コーポレートセクレタリー)の機能強化について、共有する好事例を更に充実させるべく、企業の実務担当者や様々な関係者の議論の場としてコンソーシアムを立上げ
市場環境上の課題の解決	✓ 政策保有株式について、有価証券報告書における保有目的変更に係る開示規制を強化 ✓ 「共同保有者」の定義を明確化(協働エンゲージメントの促進、複数の投資家による潜脱的な行為への対応)	✓ 政策保有株式の開示に関する課題や開示例等を公表 ✓ 大量保有報告制度違反の課徴金引上げを検討 ✓ 東証において、親子上場、グループ経営等に関する検討・開示を推進し、少数株主保護の観点から必要な上場制度整備を検討
サステナビリティを意識した経営	✓ 国際的な比較可能性を確保したサステナビリティ開示・保証制度のあり方を検討 ✓ 取締役会・役員におけるジェンダーを含めた多様性確保、コーポレート・カルチャーを意識した経営や対話等、具体的な好事例を共有	✓ サステナビリティ開示・保証制度について更に議論を深め、特に有価証券報告書における非財務情報の虚偽記載等の責任のあり方を検討(セーフハーバー・ルールの整備) ✓ 人的資本に関する国際的な基準開発への意見発信

上場企業が、幅広いステークホルダー(株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等)と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な収益力の改善を図るための行動原則

枠組み

- 東京証券取引所が定める有価証券上場規程の一部であり、コードの規定にコンプライするか、しない場合のエクスプレインを上場会社に義務付けている。
- プリンシプルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレインの手法を採用。

概要

- 上場会社は、株主の権利・平等性を確保すべき。
 - 政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保有に関する方針の明確化 等
- 上場会社は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーとの適切な協働に努めるべき。
- 上場会社は、利用者にとって有用性の高い情報の提供に取り組むべき。
- 取締役会は、会社の持続的成長を促すため、企業戦略等の大きな方向性を示すことや、実効性の高い監督を行うことなどの役割・責務を果たすべき。
 - 持続的成長に資するような独立社外取締役の活用 等
(建設的な議論に貢献できる人物をプライム市場上場会社は3分の1以上(必要に応じて過半数)の独立社外取締役を設置すべき(その他の市場の上場会社は2名))
- 上場会社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主と建設的な対話を行うべき。

機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく「建設的な対話」を通じて、企業の持続的成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大という責任(スチュワードシップ責任)を果たすための行動原則

枠組み

- ・ 機関投資家がコードを受け入れるかどうかは任意。ただし、金融庁がコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」を公表する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
- ・ プリンシプルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレインの手法を採用。

概要

機関投資家は、

1. スチュワードシップ責任を果たすための「基本方針」を策定し、これを公表すべき。
2. 顧客・受益者の利益を第一として行動するため、「利益相反」を適切に管理すべき。
3. 投資先企業のガバナンス、企業戦略等の状況を的確に把握すべき。
4. 建設的な対話を通じて投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めるべき。
5. 「議決権行使」の方針と行使結果を公表すべき。
6. 顧客・受益者に対して、自らの活動について定期的に報告を行うべき。
7. 投資先企業に関する深い理解に基づき、適切な対話と判断を行うための実力を備えるべき。

機関投資家向けサービス提供者は、

8. 機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすにあたり、適切にサービスを提供するように努めるべき。

株主総会前の適切な情報提供に係る要請について

- 2025年3月28日、加藤金融担当大臣名で、**全上場会社に対して要請文**を発出。
- 有価証券報告書の提出は、**株主総会の3週間以上前が最も望ましい**ことを示しつつ、企業の実務負担も考慮し、**取組の第一歩として、今年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討**を要請。
- 金融庁としては、企業負担の軽減を図りつつ、2025年3月期以降の**有価証券報告書の提出状況を把握し、有価証券報告書レビューにおいて調査を行うなどの対応**を検討。

株主総会前の適切な情報提供について(要請) <全文>

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましいと考えられます。

この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

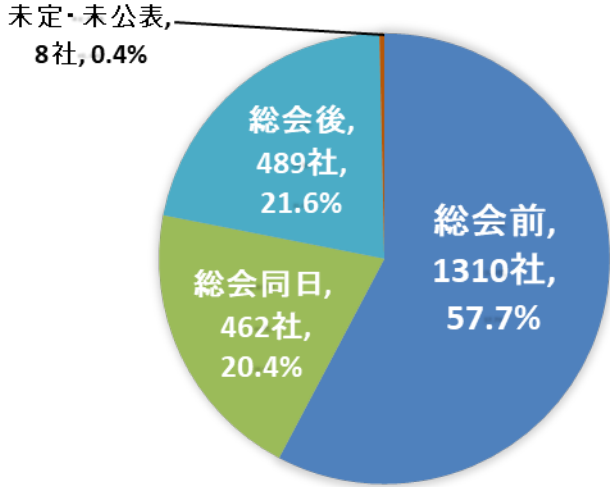
他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。

なお、金融庁としては、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討してまいります。

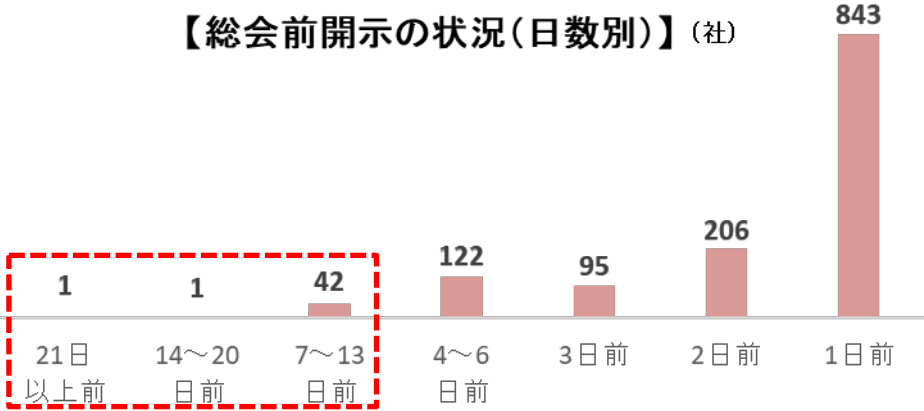
2025年3月期に係る総会前開示の状況

- 大臣要請を受け、有価証券報告書の定時株主総会前の開示（以下「総会前開示」という。）を行った3月期決算会社は**全体の57.7%となり、前期に比して著しく増加**（前期は1.8%）。
- 市場別で見ると、**プライム上場企業の69.6%が総会前開示**を行った。
- 総会数日前の開示であることが多いが、**1週間以上前に開示した会社も44社に増加**（前期は11社）。
- 日経225を構成する企業のうち**81.2%が総会前開示**を行った（前期は10.5%）。

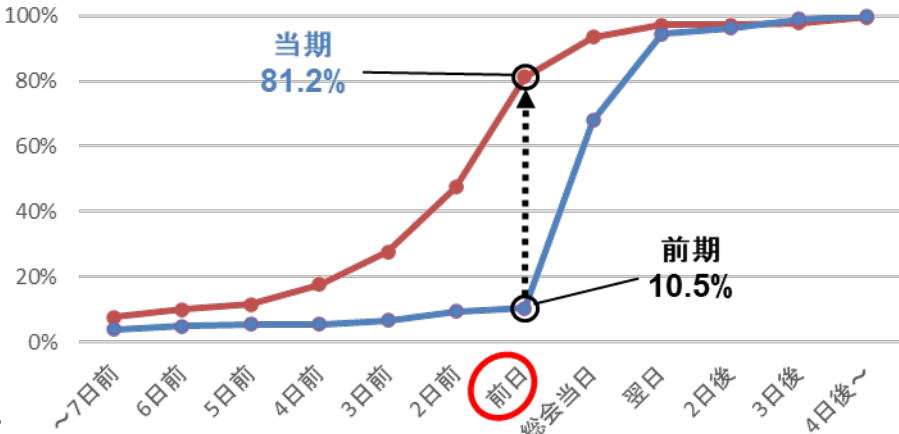
【有価証券報告書の開示時期】



【総会前開示の状況（日数別）】（社）



【有価証券報告書の累積開示率】
（日経225銘柄・3月期決算会社）



【総会前開示の状況（市場別）】

（社）

	21日以上前	14～20日前	7～13日前	4～6日前	3日前	2日前	1日前	総会前 会社数	総会同日 総会后	合計	総会前 割合
3月期 決算会社	1	1	42	122	95	206	843	1,310	951	2,269	57.7%
プライム	1	1	33	81	62	138	460	776	336	1,115	69.6%
スタンダード	0	0	7	32	23	62	311	435	482	922	47.2%
グロース	0	0	1	7	8	5	52	73	105	178	41.0%
その他市場	0	0	1	2	2	1	20	26	28	54	48.1%

（注）「合計」欄には、集計時点では有価証券報告書を開示していない会社を含む。個別事情のある会社は総会前に含めていない。

（出典）3月末日を決算期とする上場会社の有価証券報告書及び臨時報告書。2025年6月末時点で集計。

— 当期(実績) — 前期(実績)